

随意契約（相手方指定）調書

件名	製品プラスチック再商品化業務委託	No.5200253
工（納）期	令和８年９月３０日	
契約締結日	令和６年４月１日	
契約金額	推定総額 ７ ９ １ ， ７ ８ ０ 円（消費税込み）	

契約相手方	エム・エム・プラスチック株式会社 (法人番号：3040001053057)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	単価契約

業者選定理由書

件 名	製品プラスチック再商品化業務委託
指名業者 (案)	名 称 エム・エム・プラスチック株式会社 所在地 千葉県富津市新富 6 6 番 1 代表者 代表取締役 森村 努
特命理由	本件は、「製品プラスチック」の再商品化業務の委託契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、安定的な事業継続のため、事業者における今後の受入可能量や新しいリサイクル手法の技術力と、価格との均衡により事業者を選定するため、提案評価方式により、申込のあった 2 社について評価及び選定を行ったものである。 ② 上記事業者は、8 割を超える総合点を獲得しており、特に、重点項目である「効率的なリサイクル」、「全域実施の受入見込み」については、区の方針を踏まえた上で、高いリサイクル率や無人化等による効率的な再商品化が期待できる点などが評価され、いずれも 90%以上の評価点を得ている。 ③ また、上記業者は複数自治体における同種業務の受託実績を有していることから、ノウハウを活かした適正かつ確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの） ○本件は、荒川区長期継続契約とする契約を定める条例第 2 条第 3 号イ及び同条例施行規則第 2 条第 2 項第 19 号の規定に該当するため、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの長期継続契約を締結する。